

議案第31号

養父市過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

養父市過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年6月12日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の
一部を改正する条例

養父市過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（平成16年養父市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第1条中「情報通信技術利用事業（法第30条に規定する情報通信技術利用事業をいう。）」を「農林水産物等販売業（過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。）」に改め、「以下同じ。」を削る。

第2条第1項中「第3号」を「第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、この条例による改正後の養父市過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例第1条の規定は、平成29年4月1日から適用し、改正前の同条例第1条の規定にある情報通信技術利用事業の用に供する設備を平成29年4月1日前に新設又は増設した者については、なお従前の例による。

議案第31号 養父市過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する過疎地域内において製造の事業、<u>情報通信技術利用事業（法第30条に規定する情報通信技術利用事業をいう。）</u>又は旅館業（下宿営業を除く。<u>以下同じ。</u>）の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、固定資産税の課税を免除することによって養父市の産業の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大及び地域格差の是正に寄与することを目的とする。</p> <p>(固定資産税の課税免除)</p> <p>第2条 市長は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表第<u>3号</u>又は同法第45条第1項の表第<u>3号</u>の規定の適用を受ける家屋並びにその敷地である土地並びに機械及び装置（法第2条第2項に規定する公示の日以後における取得に限り、かつ、土地については、その取得の日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。以下「対象固定資産」という。）に対して課する固定資産税について現行課税免除をすることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する過疎地域内において製造の事業、<u>農林水産物等販売業（過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。）</u>又は旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、固定資産税の課税を免除することによって養父市の産業の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大及び地域格差の是正に寄与することを目的とする。</p> <p>(固定資産税の課税免除)</p> <p>第2条 市長は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表第<u>1号</u>又は同法第45条第1項の表第<u>1号</u>の規定の適用を受ける家屋並びにその敷地である土地並びに機械及び装置（法第2条第2項に規定する公示の日以後における取得に限り、かつ、土地については、その取得の日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。以下「対象固定資産」という。）に対して課する固定資産税について改正案課税免除をすることができる。</p> <p>2 (略)</p>